

第1章 広域関東圏における産業財産権をめぐる動向

1-1 我が国の知的財産に関する取り組み

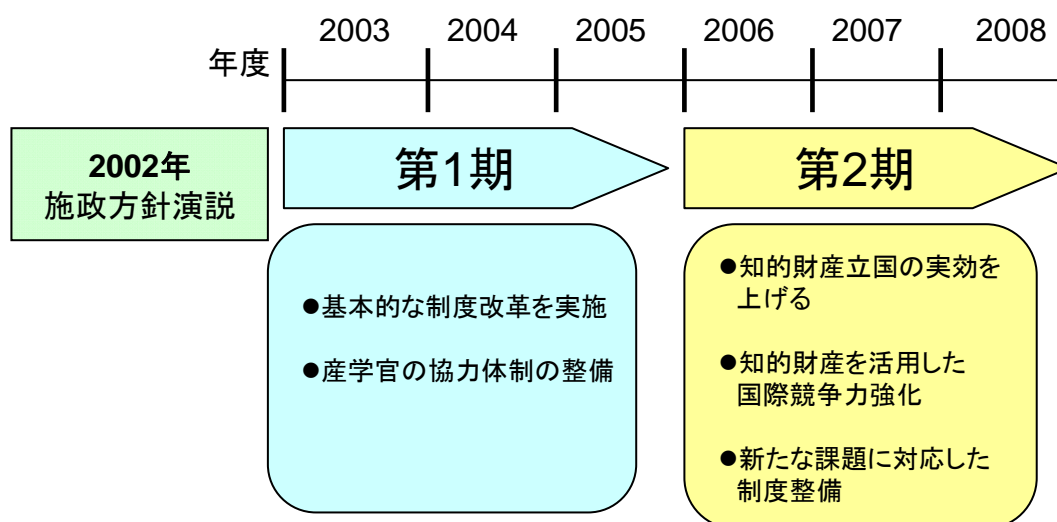
(1) 知的財産に関する国の取り組み

2002年から国家戦略として、知的財産の戦略的な保護・活用を国家の目標として掲げ、以降「知的財産立国」に向けた政府の取り組みが積極的に行われている。「知的財産立国」とは、発明・創作を尊重するという国の方向性を明らかにし、「ものづくり」に加えて、技術・デザイン、ブランドや音楽・映画等のコンテンツといった価値ある「情報づくり」、すなわち無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、我が国経済社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略である。

こうした取り組みから、2002年11月に知的財産基本法が制定、2003年3月からは、同法に基づき、内閣に知的財産戦略本部（戦略本部）が設置された。戦略本部は、同年7月には知財立国に向けた具体的施策を取りまとめた「知的財産の創造・保護及び活用に関する推進計画」（知的財産推進計画）を決定している。

知的財産戦略本部は、知的財産基本法施行後から2005年までの3年間を様々な知的財産制度やそれを支援する体制整備が実現された「第1期」と位置づけ、「第2期」は「第1期」で進展した改革の実効を上げつつ、さらに知的財産を活用した国際競争力の強化に向けて「世界最先端の知的財産立国」を目指すことが謳われた。

図表 1-1 知的財産立国に向けた政府の取り組み



資料：特許庁 『特許行政年次報告書 2008年版』

(2) 広域関東圏知的財産戦略本部の取り組み

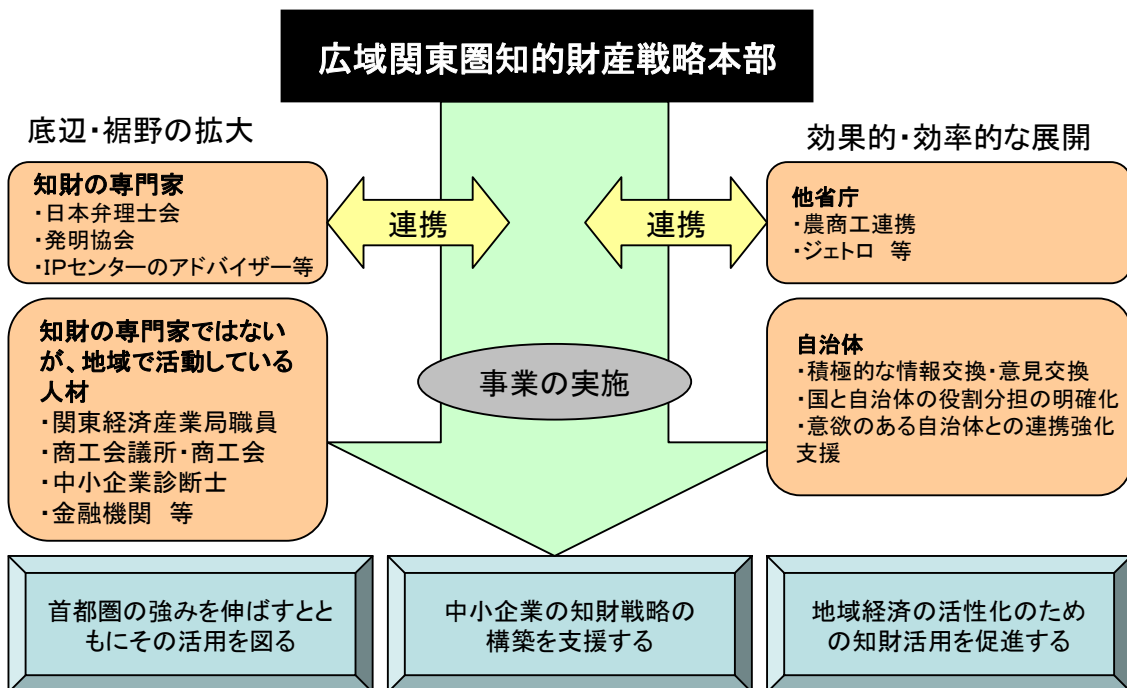
こうした政府の知的財産への取り組みが進むなか、知的財産推進計画 2004 において「地域の中小企業・ベンチャー企業の権利取得等を支援するため、地方経済産業局等に「地域知財戦略本部」を整備」することが謳われた。

これを受け、関東経済産業局では、2005 年 5 月に「広域関東圏（11 都県）」を対象とした「広域関東圏知的財産戦略本部」を設置し、知財戦略本部では、地域の実情等を踏まえつつ、「広域関東圏知的財産戦略推進計画」を策定し、知的財産支援活動を行ってきた。

また 2007 年 1 月の「特許審査改革加速プラン 2007 (AMARI プラン 2007)」では、2007 年度から 09 年度までの 3 年間で地域知財戦略本部の普及・発展期（第Ⅱ期）と位置づけており、これを受け知財戦略本部は、体制の強化を図るとともに、2007 年 6 月に「広域関東圏知的財産戦略推進計画 2007」を 2008 年 3 月に「広域関東圏知的財産戦略推進計画 2008」を取りまとめた。

現在、当該推進計画に基づき、地域の特色・実情を考慮しつつ、知財戦略本部が中心となり各関係機関との連携の下、着実に事業を推進している。

図表 1-2 広域関東圏知的財産戦略本部の活動イメージ



1-2 広域関東圏における産業財産権の現状及び業種分布

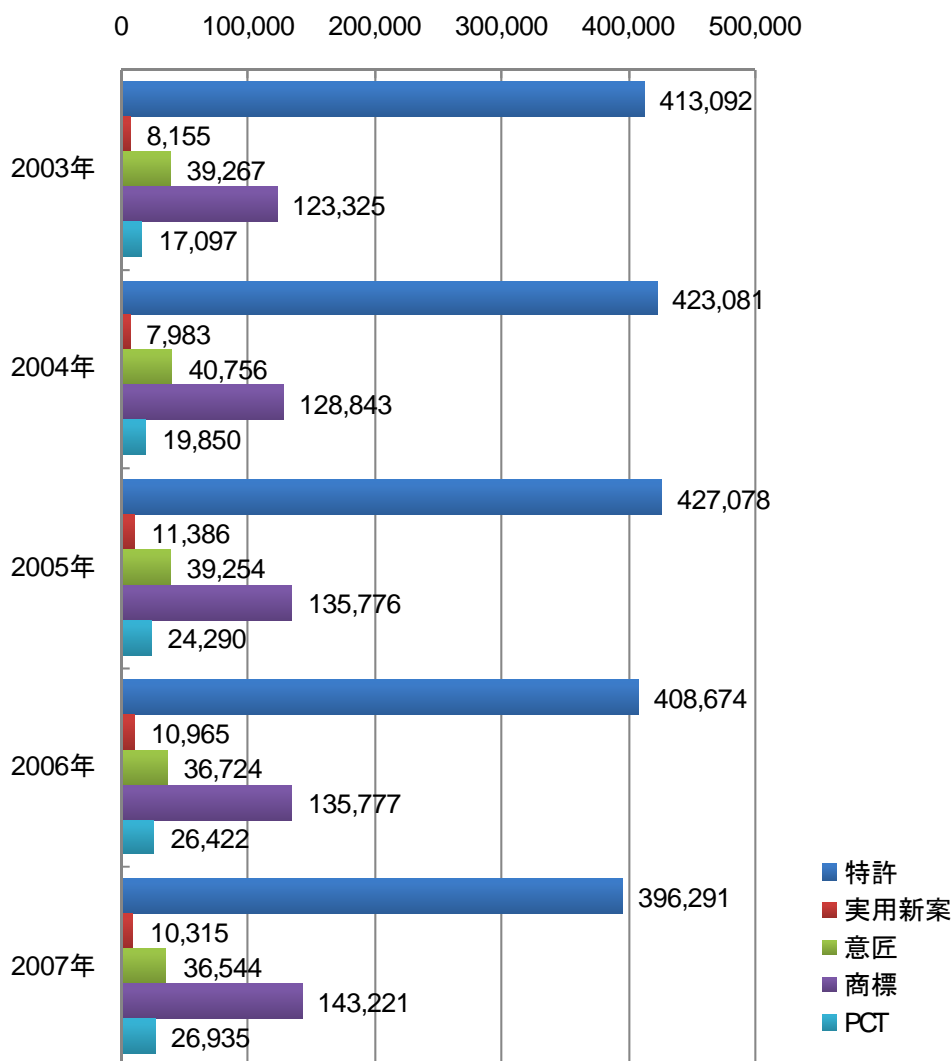
(1) 全国および広域関東圏の産業財産権に関する推移

●近年、日本国内の出願がそれぞれ伸び悩む中で、PCT 国際出願が大幅に伸びている

特許庁が発行している「特許行政年次報告書」によると、2007年における全国の産業財産権に関する出願件数は、特許：396,291件、実用新案：10,315件、意匠：36,544件、商標：143,221件となっている。

出願件数 2003～2007年までの推移をみると、実用新案と商標が増加しているのに対し、特許と意匠は減少している。一方で、PCT 国際出願（特許協力条約に基づく国際出願）の件数は、1.5倍に増加している。

図表 1-3 全国の知財活動状況（出願件数）の推移



資料：特許庁 『特許行政年次報告書 2008年版』

● 広域関東圏における出願件数、全国に比べ非常に活発

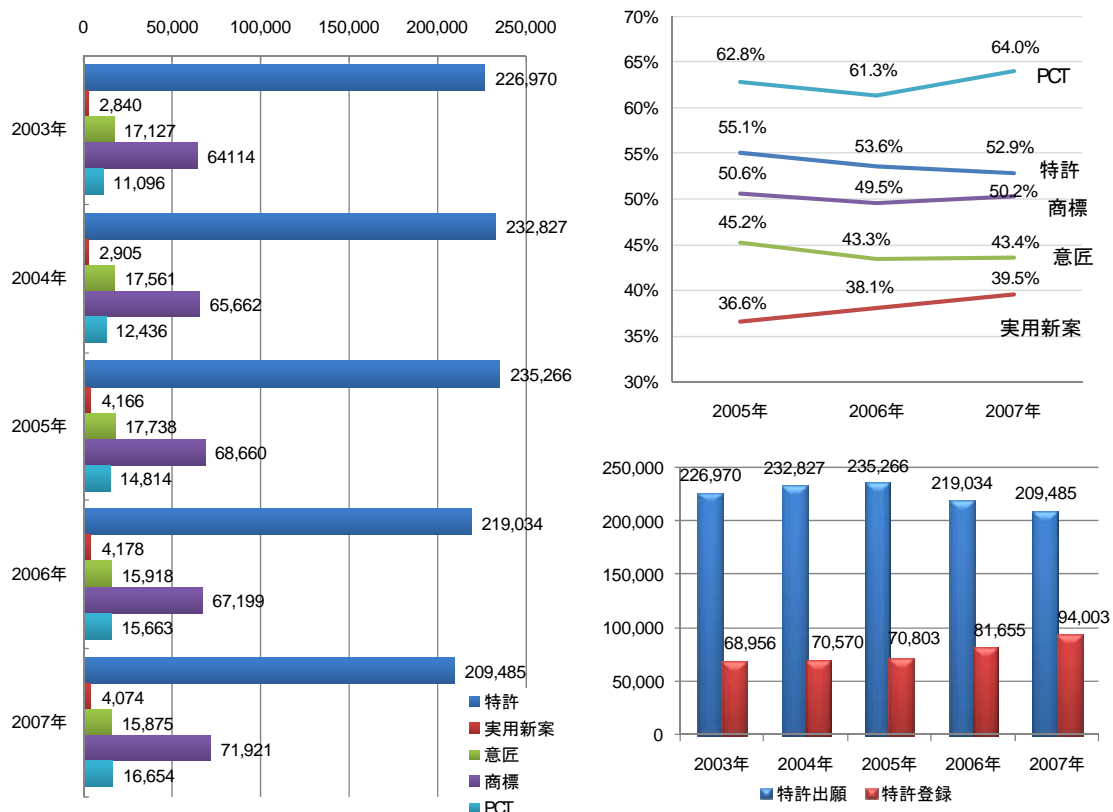
2007年の広域関東圏における産業財産権に関する出願件数は、特許：209,485件、実用新案：4,074件、意匠：15,875件、商標：71,921件となっている。実用新案と商標の出願が増加する一方で特許と意匠の出願は減少している点、PCT国際出願が急増している点などは、全国の傾向と共通している。

また、2007年の広域関東圏における産業財産権の出願に関する全国シェアは、特許：52.9%、実用新案：39.5%、意匠：43.4%、商標：50.2%、PCT：64.0%となり、全国の産業財産権の出願活動の概ね半数が、広域関東圏からとなっている。

広域関東圏における人口や従業者数、事業所数、域内総生産などの経済規模の全国シェアが概ね4割程度であることを考慮すると、広域関東圏での知的財産の出願に対する取り組みが非常に積極的な状況であることがうかがえる。

また、広域関東圏の特許出願件数は減少傾向にあるものの、特許登録件数は毎年上昇を続けている。

図表 1-4 広域関東圏の出願・登録件数の推移と出願件数の全国シェア



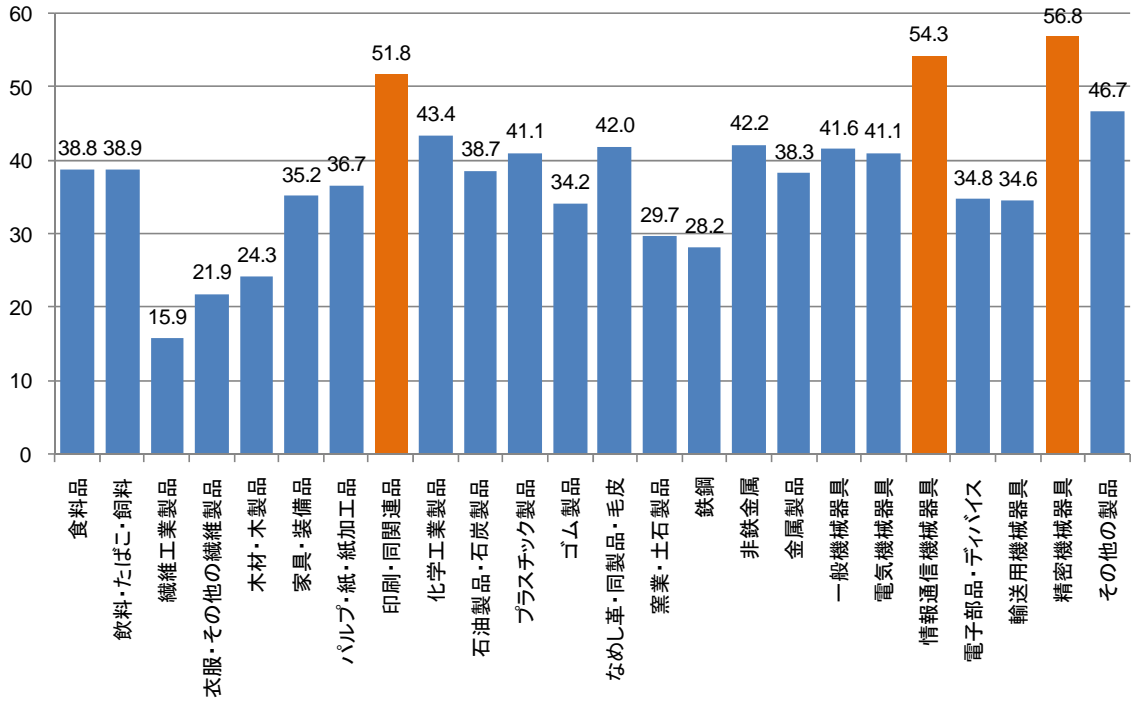
資料：特許庁 『特許行政年次報告書 2008年版』

(2) 広域関東圏の業種分布

精密機械、情報通信機械、印刷・同関連製品の集積が顕著

広域関東圏における製造業の工業出荷額をみると、精密機械、情報通信機器、印刷同関連品が全国シェアの5割を超えている。

図表 1-5 広域関東圏の業種別工業出荷額の対全国シェア (%)



出所：関東経済産業局「産業立地ガイドブック」

1-3 中小企業の産業財産権を取り巻く現状

知財に関する取り組みについて「人材」「環境」「情報（知財支援インフラ）」の観点で整理を行う。

(1) 研究開発に関わる人材の状況

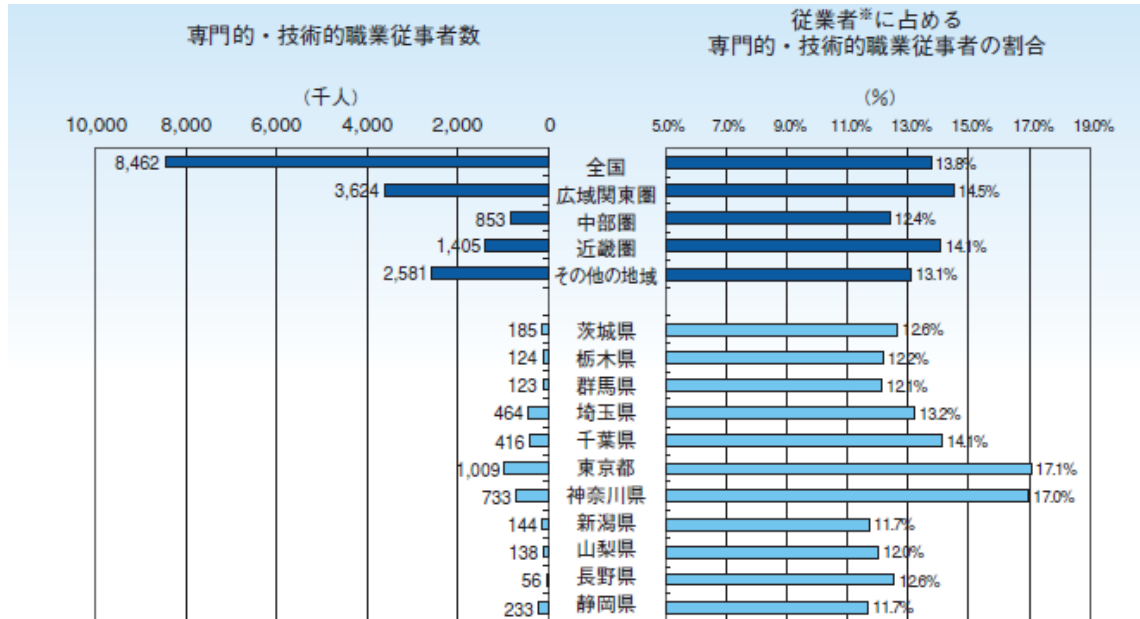
広域関東圏は他地域と比べて企業における専門的・技術的職業従事者数の割合が高い

平成 17 年国勢調査によると、全国の専門的・技術的職業従事者数は約 846 万人で、全従業者数の 13.8% を占める。

一方、広域関東圏の専門的・技術的職業従事者数は約 362 万人となっている。域内の全従業者数に占める割合は 14.5% で、全国、中部圏、近畿圏における同割合（各 13.8%、12.4%、14.1%）をいずれも上回っている。

広域関東圏内で見ると、東京都（同 17.1%）、神奈川県（同 17.0%）が他県と比較し専門的・技術的職業従事者の割合が高い状況にある。

図表 1-6 専門的・技術的職業従事者数と従業者に対する専門的・技術的職業従事者割合



資料：総務省「平成 17 年国勢調査」

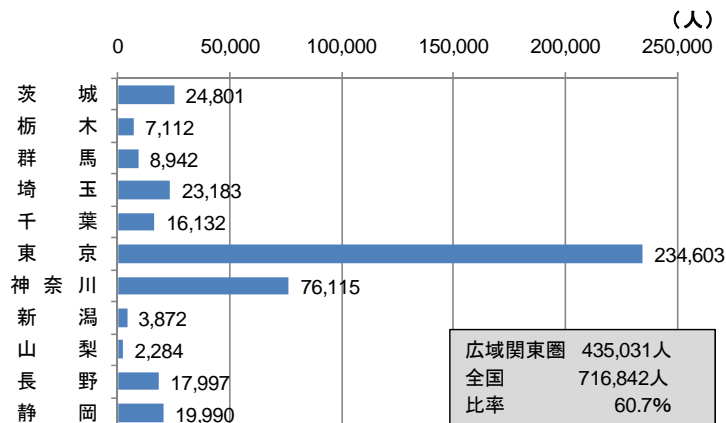
※従業者とは、15 歳以上の就業者とする。

また、2007 年の特許発明者数は、広域関東圏で約 6 割を占めており、東京、神奈川に次いで、研究学園都市のつくば市がある茨城が多いのが特徴である。

なお、上記は全体の数値であるが、特許庁の調査で、全国の 2007 年の特許の内国人出願に占める中小企業の比率（推計）は、出願件数ベースで約 12%、出願人数ベー

スで約 51%となっている。また、登録件数ベースでは約 13%、出願人数ベースでは約 58%の比率となっている。

図表 1-7 2007 年特許発明者数（延べ人数）



資料：特許庁 『特許行政年次報告書 2008 年版』

(2) 中小企業を取り巻く環境

広域関東圏には学術・研究開発機関も多数集積、大学発の出願も多数

広域関東圏には知的財産の担い手である学術・研究開発機関が多く、事業所数では全国の 45%を占めており、新技術・新産業の創出につながる高い潜在能力を有している。

広域関東圏のシェア

研究機関数（2006 年）	44.8%	（広域関東圏 2,385 / 全国 5,318）
研究者数（2006 年）	65.5%	（広域関東圏 180,625 / 全国 275,745）
大学数（2007 年）	38.7%	（広域関東圏 296 / 全国 765）

また、大学別の特許公開件数の上位 20 大学をみると、10 位までは全国に分散しているが、14 位から 19 位は関東圏の大学が占めている。

図表 1-8 大学別特許公開件数（2007 年）

出願人	件数	出願人	件数
1 東北大学	311	11 山口大学	113
2 東京工業大学	282	12 九州大学	107
3 東京大学	268	12 名古屋工業大学	107
4 大阪大学	244	14 信州大学	101
5 京都大学	187	15 日本大学	100
6 北海道大学	152	16 慶應義塾大学	90
7 名古屋大学	149	16 静岡大学	90
8 大阪府立大学	127	18 早稲田大学	88
9 東京農工大学	123	19 千葉大学	83
9 広島大学	123	19 東京理科大学	83

上位 20 大学の
公開件数に占める
関東圏の割合
44.7%

資料：特許庁 『特許行政年次報告書 2008 年版』

(3)情報（知財支援インフラ）に関する現状

知財の権利化を支援する弁理士の多くが首都圏、特に東京に集積

登録弁理士数

知財に関する専門組織を自ら抱えることが困難な中小企業が、積極的な知財活動を行うにあたって、弁理士事務所の存在を欠くことはできない。

国内に所在する弁理士事務所および弁理士はその多くが首都圏、特に東京に集中している。東京に所在する弁理士事務所は出願の取り扱い件数や取り扱う分野が特化している事務所も多く、相談企業は東京のみならず、広く関東圏から訪れるケースも少なくない。

東京の弁理士事務所の集積が、首都圏をはじめとした中小企業の出願・権利化の推進をより一層後押ししている状況にある。

図表 1-9 登録弁理士数（2007 年末現在）

	人数	比率		人数	比率
北海道	18	0.2%	京都	121	1.6%
青森	2	0.0%	大阪	1,229	16.2%
岩手	3	0.0%	兵庫	151	2.0%
宮城	7	0.1%	奈良	28	0.4%
秋田	3	0.0%	和歌山	5	0.1%
山形	4	0.1%	鳥取	3	0.0%
福島	6	0.1%	島根	2	0.0%
茨城	64	0.8%	岡山	14	0.2%
栃木	15	0.2%	広島	19	0.3%
群馬	19	0.3%	山口	6	0.1%
埼玉	101	1.3%	徳島	6	0.1%
千葉	115	1.5%	香川	6	0.1%
東京	4,494	59.4%	愛媛	5	0.1%
神奈川	480	6.3%	高知	2	0.0%
新潟	8	0.1%	福岡	45	0.6%
富山	7	0.1%	佐賀	3	0.0%
石川	9	0.1%	長崎	2	0.0%
福井	8	0.1%	熊本	6	0.1%
山梨	5	0.1%	大分	2	0.0%
長野	32	0.4%	宮崎	2	0.0%
岐阜	46	0.6%	鹿児島	3	0.0%
静岡	47	0.6%	沖縄	5	0.1%
愛知	345	4.6%	国外	25	0.3%
三重	10	0.1%	計	7,571	100.0%
滋賀	33	0.4%			

資料：特許庁 『特許行政年次報告書 2008 年版』

企業の知財活動支援事業者、そのほとんどが東京に集中

企業が取り組む知的財産戦略とは、権利化だけではなく、製造ノウハウや加工技術を営業秘密として社内に留めることも含まれる。

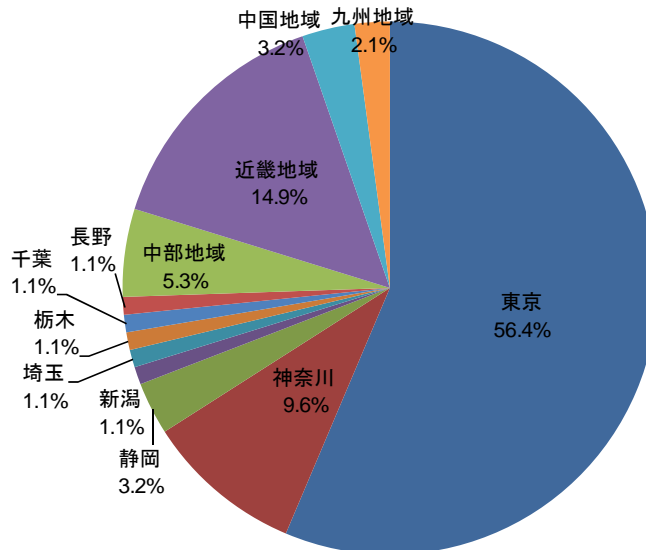
権利化すべきかノウハウに留めるのか、またノウハウに留めた知財をどのように守るか、目指すべき経営にどのように知財を用いていくのか、の判断を、中小企業が単独で行うことは簡単ではない。

中小企業が積極的に知財戦略を構築する場合、知財の専門コンサルタントの協力を

得ながら進めることが多い。

こうした専門家のほとんどは、東京に集中している現状にあることから、東京を中心とした首都圏の中小企業はその他の地域に対して、専門家の協力を得やすく、知財戦略を構築しやすい環境にある。

図表 1-10 知的財産権取引業者の立地分布 (N=94 社)



広域関東圏の占める割合：74.5%

資料：(独)工業所有権情報・研修館 知的財産権取引業者データベースを加工

全国に先立った戦略構築ときめ細かな支援活動が中小企業の知財活動を底上げ

全国の地方自治体では、2002年から知的財産の推進計画の策定が始まり、地方自治体の取り組みが全国的に広がりつつある。

広域関東圏の多くの都県では他地域に先駆け、こうした取り組みを早期から着手してきた経緯があったことから、戦略立案の次のステップである、具体的な施策展開や企業支援へと動きを始めている。

東京都や横浜市では知財の専門スタッフを配置しており、また埼玉県や千葉県などは、弁理士などの専門人材を派遣し、中小企業の知財戦略をきめ細かくサポートするなど、全国でも先進的な活動をしている。

また、横浜市のように、市内中小企業の知的財産に関する取り組みを格付した「横浜価値組企業」制度をもとに、金融機関からの資金調達を促進する動きも既に始まっている。

こうした地方自治体の他地域に先立った戦略構築ときめ細かな支援活動が、広域関東圏における中小企業の知財活動の底上げに大きく貢献している。

図表 1-11 広域関東圏の知財に関する推進戦略の策定状況

茨城県	いばらき知的財産戦略(2005年2月)
栃木県	とちぎ知的財産活性化推進方策(2005年3月)
	栃木県農産物知的財産戦略(2006年12月)
群馬県	ぐんま知的財産戦略(2006年3月)
埼玉県	埼玉県第2期知的財産戦略(2008年3月)
千葉県	千葉県知的財産戦略(2006年3月)
東京都	中小企業の知的財産活用のための東京戦略(2003年8月)
神奈川県	神奈川県知的財産活用促進指針(2006年7月)
新潟県	新潟県中小企業知的財産活用プロジェクト(2007年3月)
山梨県	やまなし知的財産戦略(2006年2月)

図表 1-12 広域関東圏における知財専門機関一覧

県等	組織名	実施機関	備考
埼玉県	知的財産総合支援センター埼玉	埼玉県中小企業振興公社	平成17年5月、知財戦略に基づき設置
東京都	東京都知的財産総合センター	東京都中小企業振興公社	平成15年4月、東京都が独自に設置・運営
横浜市	株式会社知財マネジメント支援機構	第三セクター	平成18年10月、市、金融機関、地元企業等の出資で設立
静岡県	はままつ産業創造センター (浜松市産業情報室)	浜松市	創業都市構想の知財サポート部門として、平成19年7月、はままつ産業創造センター開設

図表 1-13 広域関東圏における知財スタッフの配置状況（国等の派遣アドバイザー以外）

県等	知財専門スタッフ名	人数	備考
埼玉県	知的財産アドバイザー	1名	知財に関する総合相談
	知的財産アソシエイト	2名	
千葉県	知財戦略プロデューサー	1名	県内中小企業の知財部として総合的に支援
東京都	知的財産活用推進員	5名	民間企業知財部にて部長級の経験を有するOB
	知的財産支援相談員	3名	民間企業知財部 OB
	知的財産アドバイザー	3名	民間企業知財部 OB／相談補助要員 ◆個別相談、セミナー・研修等の実施
新潟県	知財コーディネーター	1名	(週2日)プロジェクト全体のコーディネート
横浜市	アソシエイト	約20名	(外部専門家)知財コンサルティング等

図表 1-14 広域関東圏における知財分野の専門家派遣の状況

県等	事業名	概要
埼玉県	知的財産専門家等派遣事業 (知的財産総合支援センター埼玉)	知的財産の戦略的活用のため、専門家(弁理士等)の訪問による助言・指導や調査の実施等により、知的財産に関する課題解決を支援する。
千葉県	①知的戦略タスクフォースによる総合支援事業 ②知財エキスパートの設置事業	①中小企業の要請により、知財に関する課題解決を図るため知財の専門家を派遣する。(登録個人48名、法人・団体6名) ②産業振興戦略に基づく分野別の研究会(5分野)に知財の専門家を派遣する。(登録弁理士6名)
神奈川県	登録商標アドバイザー派遣事業	商標出願希望の農協等に弁理士を派遣(日本弁理士会関東支部に選定依頼)
山梨県	知的財産専門化派遣事業 (やまなし産業支援機構)	中小企業の知的財産に関する課題を解決するため、弁理士を派遣(登録22名)

出所：特許庁「都道府県・政令指定都市における知的財産に関する取り組み状況に関する調査結果（平成20年3月）」